

# 調査研究活動報告書

平成26年3月31日

報告者 牛尾 博美

日時；平成26年3月25日（火）～27日（木）

3月25日（火）

浜田道自家用車

新幹線さくら553

浜田発—— 広島駅——広島駅発—— 鹿児島中央着

9；30

11；00 12；27

15；03

3月26日（水）「歳出のポイント」体調不良のため欠席

25・26日

東横イン鹿児島天文館 泊

3月27日（木）「自治体財政の今後」

新幹線みずほ606

浜田道自家用車

鹿児島中央発—— 広島駅着—— 浜田着

16；00

18；22

20；00

研修先； 鹿児島市東千石町 サンプラザ天文館

研修内容； 「財政のポイント」

主催； 地方議員研究会

講師； 川本 達志——野村総研上級コンサルタント

元 廿日市市副市長

調査研究の概要：

## ・ 地方財政の2重構造——

地方財政制度；地方への事務配分にあわせて財源確保の観点で地方財政計画（マクロ）における歳出規模を決定し、地方財政計画における収支バランスを図る（財政運営の論理＝財政の確保と収支のバランス）。そして基準財政需要額の算定をつうじて、個物団体における財政需要のあるべき姿に応じ、最終的に地方交付税を通じて個別団体（ミクロ）の財源を付与する（自治権の確保と統治の観点）

自治体財政；適切なサービスの提供

地方税や受益者負担の徴収

地方債の発行管理

財政収支の均衡と健全な財政運営

予算編成、決算の作成、財政状況の開示

総合計画の作成と進行管理、行政評価

自治体財政の健全化を担保するための国の関与——

財政健全化制度・起債制限等

日本では地方が破綻すれば最終的には市民が最後までその債務を支払い続けなければならないがアメリカではデトロイト市に見られるように最終的には市民でなく銀行管理となる。



・ 国と地方との財政関係——

かつての小泉内閣以前の税収の交付税比率は国 60・地方 40 だったが三位一体改革以来 55；45 となった。

平成 26 年度地方財政対策

① 地財対策の考え方

地方の行政サービスの水準を一定に保つために、毎年、翌年度の地方全体の歳入・歳出総額の見込み額を算定する。

= 「地方財政計画」なお収支不足→地財対策

地財対策 = 税源移譲

交付税率の引き上げ（地方交付税法 6 条の 3 第 2 項 9

交付税対象項目の追加

地方債の増発

一般会計加算

特別会計の借入

② 実際の地財対策

「国と地方の折半ルール」 =

財源対策債の増発（建設地方債の増発）と国の一般会計加算

を除く、財源不足について国と地方が折半して負担するというルール

・ 半分は、国が一般会計から加算して交付税を増額

・ 残り半分は、地方が臨時財政対策債の発行によって補填（元利償還金相当額を後年度の基準財政需要額に算入する）

「折半ルール」については平成 25 年度までの措置であったが平成 26 年度から 28 年度の 3 年間継続されることになった。

③ 平成 26 年度に向けた財政課題

「基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日） = 「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長政策」に 3 本の矢が不可欠

経済再生と財政健全化の両立が重要であり、基本的財政収支について

I；2015 年度までに 2010 年度に比べ赤字の対 GNP 比を半減

II；2020 年度までに黒字化

III；その後も債務残高の対 GNP 比の安定的な引き下げを目指す

「中期財政計画」 = 「必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、こうした危機的モードから、経済再生の状況、すなわち平時モードへ切り替えを進めていく必要がある。」

④ 歳出特別枠と別枠加算の見直し論議

「歳出特別枠」・・・リーマンショックに伴う「生活防衛のための緊急対策」として、平成 21 年度地方財政計画の歳出特別枠に 0,9 兆円増額し、既定の加算とは「別枠」で地方交付税（歳入）を 1 兆円増額。

⑤ 26 年度の地財対策

歳出特別枠 = 地域の元気創造事業（3,500 億円） + 地域経済基盤強化・雇用等対策費（1兆1,950 億円）

平成 25 年度歳出特別枠（1兆5,450 億円）

交付税の別枠加算 = 6,100 億円（平成 25 年度 9,900 億円）

## 地域間の税源の偏在性の是正

法人住民税法人税一部を「地方法人税」（国税化）とし、全額交付税特会に直接繰り入れ交付税源資化（27年度以降措置）

地方法人特別税・贈与税を3分の1縮小。法人事業税に復元

通常収支の不足分——10兆5、938億円

折半ルールの適用前にまず財源補填策

ア 財源対策債の発行	7,800億円
イ 一般会計加算（既往法定分）	8,648億円
ウ 総務・財務大臣協議で一般会計加算	6,100億円
エ 交付税特会の余剰金	1,000億円
オ 臨時財政対策債の元利償還金相当額を臨時財政対策債で措置	2兆9,523億円

折半対象の不足分 ▲5兆6、438億円

国の一般会計加算 2兆6、438億円

地方の臨時財政対策債 2兆6、438億円

臨時財政対策債——5兆5、952億円

\* 本来 臨時財政対策債は発生させるべきではない

## 臨時財政対策債

- 当初、平成13年度から平成15年度間での3カ年の臨時的措置として導入された地方債であったが、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでその措置は延長され、平成25年度までとされている。
- 臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税に理論的に全額算入されるとはいえ、地方債の扱いであることに変わりはなく、地方債の残高が累積する原因にもなっている。ただし、臨時財政対策債は、あくまで「発行が可能」なものであって「発行しなければならない」わけではなく、地方公共団体の責任と判断で発行されるものである。
- 発行可能額は、地方公共団体ごとの人口に基づく「人口基礎方式」。及び財源不足額に基づく「財源不足額基礎方式」の2つの方法により算出されるが、普通交付税の不交付団体（単年度財政力指数が1を超える団体）は発行が出来なくなった。なお、発行可能団体が臨時財政対策債を発行しない場合、財政構造の弾力化を示す経常収支比率が上昇（悪化）する現象が生じる。

## 財政課題の指摘ポイント

- 大局から部分へ
- マニフェスト（総合計画）との整合性
- 事業別に観る

- まちの重要課題にどのような事業で対応しようとしているのか
- 大・長の継続事業にも関心を
- 箱モノはライフサイクルコストで
- 繰り出し金は臨時か経常か、理由は何か
- 長年継続している事業にムダが潜む
- 委託料は拡大傾向・要注意
- スクラップ&ビルドを基本に
- 経常経費に無駄がないか

予算編成は一般財源でコントロールされる

- ① 各部から各事業ごとに、見込むことのできる国・県補助金と地方債を織り込んだ予算要求を受ける。
- ② すべての要求が出揃ったところで、国・県補助金の確実性、地方債の充当率を確認した上で総計する。
- ③ 歳入見込みの一般財源と要求総計の一般財源を比較する。  
要求総計の一般財源が多いと予算が組めないなので、要求項目を査定する。
- ④ 査定は義務的経費をまず固めて、一般財源の余裕額を出して、その他の事業（政策的経費）の査定（不要不急事業の洗い出し、重要事業の選定）を行う。
- ⑤ 一般財源を優先すべき事業の順に充当し、歳入見込み一般
- ⑥ 財源の額に達したところで予算を編成。

予算審議の在り方

- 政策中心タイプ  
国の予算特別委員会のやり方  
予算に関係あるもの（ないものの方が稀）なら何でも質疑できる  
⇒関心あるものに集中して質疑し深めることができる（政策論議）
- 予算書中心タイプ  
予算書の款項にしたがって質疑  
⇒全体を終わらせなければならないので、全般に浅い審議になりやすい。

地方財政の研修だが国の財政・地方自治体の財政と2重財政を理解する必要があり、まずはこれを理解した後に地方自治体（浜田市）の状況とを照らし合わせながら予算の比較・内容の吟味をしていく必要がよくわかった。平成27年度以降、地方交付税の暫減の中、予算の仕組み・予算の審議などもっと研修・勉強しなければいけない。

## 調査経費：

旅費； 往復乗車料金	広島——鹿児島中央駅 片道料金	8、790円	
	往復料金	17、580円	
新幹線特急料金	広島——鹿児島中央駅 片道料金	8、260円	
	往復料金	16、520円	
	合計	34、100円	
駐車料金； 広島駅新幹線口駐車場	合計	4、500円	
宿泊費； 東横イン 鹿児島天文館Ⅱ号店			
3月25日・26日 2泊	合計	12、040円	
講座受講料； 地方議員研究会「財政のポイント」	合計	15、000円	
	総計	65、640円	

# 財政のポイント

元副市長が教える  
議員として知っておくべき

in 鹿児島

3月26日(水)

13:30~16:30

## 歳入のポイント

- ・歳入の構造を知る(他団体との比較)
- ・地方交付税の見積もりについて
- ・一般財源と特定財源

3月27日(木)

9:30~11:30

## 歳出のポイント

- ・標準財政規模とは
- ・各種財政指標の見方・活用の方法
- ・決算カードの効果的な使い方

13:30~16:30

## 地方財政制度と自治体財政

- ・国の予算と地方の予算の関係
- ・地方交付税と臨時財政対策債
- ・議員が指摘すべき財政の課題

3月28日(金)

9:30~11:30

## 自治体財政の今後

- ・元・副市長が教えるポイント
- ・将来の財政運営の  
マイナス影響があるもの
- ・予算と決算の審議の方法



川本 達志 かわもと たつし

(株)野村総合研究所 上級コンサルタント  
元・廿日市市副市長

略歴

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。  
広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、  
契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。  
2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て  
2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期  
財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例  
策定などにあたる。副市長在職中に広島県立大学大学院修了。  
2011年12月退職、2012年3月から現職。